

「店頭デリバティブ取引説明書」新旧対照表

アンダーライン：改訂箇所

新	旧
<p>2 ページ</p> <p>「店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について」</p> <p>6 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます（相対取引）。一方で、本取引においては、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行います。カバー注文に関しては、カバー取引における約定処理速度、スプレッド、手数料、安定性等を考慮し当社の判断でカバー先を選択致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FX-Edge Liquidity Provider ・ Advanced Markets (UK) Limited 金融商品取引業:英金融行為規制機構 ・ Forex Capital Markets Limited 金融商品取引業:英金融行為規制機構 ・ <u>MTG Liquidity Ltd 金融商品取引業:キプロス証券取引委員会</u> ・ フィリップ証券株式会社 金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 127 号 ・ 岡安商事株式会社 金融商品取引業者: 近畿財務局長(金商)第 304 号 	<p>2 ページ</p> <p>「店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について」</p> <p>6 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます（相対取引）。一方で、本取引においては、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行います。カバー注文に関しては、カバー取引における約定処理速度、スプレッド、手数料、安定性等を考慮し当社の判断でカバー先を選択致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FX-Edge Liquidity Provider ・ Advanced Markets (UK) Limited 金融商品取引業:英金融行為規制機構 ・ Forex Capital Markets Limited 金融商品取引業:英金融行為規制機構 ・ <u>(新設)</u> ・ フィリップ証券株式会社 金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 127 号 ・ 岡安商事株式会社 金融商品取引業者: 近畿財務局長(金商)第 304 号

以上